

平成20年9月17日

荷主団体の皆様へ

北海道地区過積載防止対策連絡会議

過積載運行の防止と交通事故防止に対する協力について(お願い)

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、交通事故防止活動や交通運輸に関する施策の推進に格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、トラック運送事業は国民生活に密着した幅広い輸送を担い、我が国経済社会の発展に重要な役割を果たしているところであります。

一方、トラック運送事業者には、安全の確保、排気ガスや騒音・振動といった環境問題への適切な対応などの社会的使命が課せられております。

特に、過積載運行はこれらの重大な阻害要因となることから、これまでもトラック運送事業者への指導・啓発、警察による交通取締り、法令違反等を引き起こした事業者に対しての厳正な処分、荷主の皆様へのご協力依頼によりその防止に向けた取り組みを推し進めて参りました。

しかしながら、長引く景気の低迷及び原油高騰による厳しい経営状況の中、過積載による運行が後を絶たない状況にあります。

過積載運行の防止は、トラック運送事業者の基本的遵守義務であり、事業者自らが法令遵守の更なる自覚をもって輸送の安全確保と秩序の維持を図ることが第一であります。加えて、荷主の皆様方の適正な輸送依頼が重要不可欠であります。

北海道では、これから農水産物、工事追込期などの輸送繁忙期を迎えますが、過積載運行防止に特段のご配慮をいただき、過積載運行とならない輸送の依頼及び適正な取引関係の維持を貴会傘下会員の皆様にご指導いただきますようお願い申し上げます。

また、昨年は、3年連続で交通事故死者数全国ワースト 1 の返上を果たすことができましたが、本年は9月16日現在、交通事故死亡者数143人となっております。

全道民の悲願である4年連続交通事故死者数全国ワースト 1 返上のため、交通事故防止のご指導も併せてお願い申し上げます。

敬具

北海道地区過積載防止対策連絡会議(構成機関)

北海道、北海道警察、北海道開発局、北海道経済産業局、北海道労働局、
(社)北海道トラック協会、(社)札幌地区トラック協会、東日本高速道路株式会社
北海道支社、北海道運輸局、北海道運輸局札幌運輸支局

連絡先 北海道運輸局自動車交通部自動車監査官

TEL 011-290-2744 Fax 011-290-2704

過積載運行は危険です!

だから

過積載は

厳しく処罰されます

処罰

ドライバーは
もちろん

事業主も...

荷主も...

絶対に
しない させない
過積載



北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関

社団法人 北海道トラック協会

荷主に対しての措置

※荷主とは…真荷主のほか、下請事業者に対する元請事業者等利用運送事業者も含まれます。

過積載車両の 運転を要求することは 禁止されています!

(道路交通法)

- ★荷主等は、運転者に対し過積載になることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはいけません。
- ★これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあるときは、警察署長から過積載の「再発防止命令」が出されます。

罰則

再発防止命令に違反すると、**6カ月以下の懲役**または**10万円以下の罰金**



協力要請書が 発出されます!

(貨物自動車運送事業法)

- ★違反事業者に対して、過積載違反の行政処分を行う場合、荷主に対しても過積載運行の再発防止等のための**協力要請書**が発出されます。



勧告が発動されます!

(貨物自動車運送事業法)

- ★国土交通大臣から、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、
 - ①過積載しなければ輸送できないような依頼をした場合
 - ②過積載となることがわかっていながら過積載運行を要求した場合荷主に対し、**再発防止措置をとるよう勧告**されることがあります。

※協力要請書を3年間に2回発出されており、3回目となる場合には、勧告などの手段がとられることがあります。



事業者に対しての措置

自動車の使用者に対する主な処分

(道路交通法)

- 公安委員会から、過積載車両に係る指示が出されます
 - 1) 過積載が行われた場合、公安委員会から自動車の使用者に対し、過積載を防止するために必要な措置をとるよう指示が出されます。
 - 2) 自動車の使用者が過積載を下命または容認した場合や、上記1)で公安委員会の指示を受けた自動車につき1年以内に過積載運行が繰り返された場合には、公安委員会から自動車の使用者に対し、3カ月を超えない範囲内で、自動車を運転したり運転させてはならない旨が命じられます。

罰則

- (1) 自動車の使用制限命令違反(左記の2)の命令に違反した場合)**3カ月以下の懲役**または**5万円以下の罰金**
- (2) 自動車の使用制限に関する標章を被掲・汚損し、または取り除いた場合**2万円以下の罰金**または**料料**
- (3) 過積載を下命・容認した場合**6カ月以下の懲役**または**10万円以下の罰金**

トラック運送事業者に対する処分基準

(貨物自動車運送事業法)

●過積載の程度や処分の回数に応じて、車両停止処分が決まります

過積載の程度	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
5割未満	10日車	30日車	60日車	80日車	100日車
5割以上10割未満	20日車	50日車	100日車	100日車	160日車
10割以上	30日車	80日車	160日車	160日車	160日車

※日車とは、車両停止処分の基準となる単位で、左表の日車数と違反車両台数を掛け合わせたものが処分日車数となります。

※処分される台数(処分台数)は、処分日車数と処分対象営業所の事業用自動車台数によって決められており、処分日車数を処分台数で割ったものが1台当たりの車両停止日数となります。

※4回目の処分日車数は、「輸送の安全確保命令」に違反していたり、「特別監査」により違反事項が特出した場合は、規定の日車数がさらに加わったものになります。

●累積点数などにより、事業停止などの処分が科せられます

累積点数による処分

重大・悪質な違反行為に対する処分

違反点数制度

基準(点数)	処分内容
一運輸局内で累積点数が20点を超えた場合	違反事業者名の公表
一運輸局内で累積点数が50点を超えた場合	当該運輸局内の全営業所の事業停止
一運輸局内で累積点数が80点を超えた場合	事業許可の取消し

基準(点数)	処分内容
一運輸局内で累積点数が30点以下で、27点以上の違反をした場合	違反営業所の事業停止
一運輸局内で累積点数が30点超で、18点以上の違反をした場合	

※累積点数は、運輸局内の各営業所に付された違反点数を合計(累計)したものです。

※違反点数の計算方法は、車両停止処分10日車につき1点となります。

※営業所の違反点数は無違反で3年が経過すると消去されます。(安全性について一定の要件を満たすと認められた営業所の違反点は、2年間で消去)

※「地域に関係なく(一運輸局内だけでなく他の運輸局内も含めて)、2年間に事業停止処分を4回受けた場合は、事業許可取消しになります。

【処分例】 累積点数と処分回数による処分

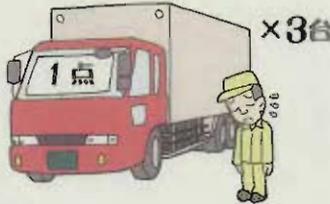
初回

5割未満の過積載(3台)

▶処分/10日車×3台=30日車

▶点数/3点

※車両停止処分10日車につき1点。以下同じ。



2回目

10割以上の過積載(3台)

▶処分/80日車×3台=240日車

▶点数/24点
(累計/初回3点+2回目24点=27点)



車両使用停止 違反事業者名の公表 (累積点数による処分)

車両使用停止



3回目

5割未満の過積載(4台)

▶処分/60日車×4台=240日車

▶点数/24点

(累計/初回3点+2回目24点+3回目24点=51点)

全営業所の事業停止 (累積点数による処分)

輸送の安全確保命令 (処分回数による処分)

4回目

5割未満の過積載(1台)

▶処分/60日車×1台=60日車

▶点数/6点

(累計/初回3点+2回目24点+3回目24点+4回目6点=57点)

車両使用停止

輸送の安全確保命令 (処分回数による処分)

特別監査 (処分回数による処分)



★累積点数が80点を超えると...

5割以上10割未満の過積載(3台)

▶処分/100日車×3台=300日車

▶点数/30点

(累計/初回3点+2回目24点+3回目24点+4回目30点=81点)

事業許可の取消し (累積点数による処分)

5回目

累積点数に関係なく

事業許可の取消し

(処分回数による処分)

重大違反は
処分回数にかかわらず
事業停止!

【例1】 累積点0(初違反)の場合

10割以上の過積載(9台)

▶処分/30日車×9台=270日車

▶点数/27点

違反営業所の事業停止

【例2】 累積点が31点で、3回目の違反の場合

5割未満の過積載(3台)

▶処分/60日車×3台=180日車

▶点数/18点

違反営業所の事業停止



絶対にやめましょう!

過積載運行は こんなに危険です!



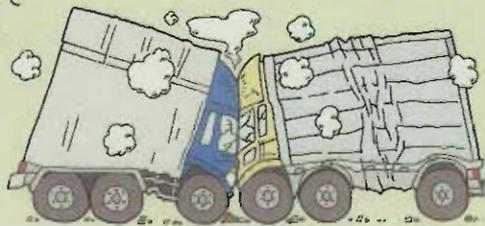
2 フェード現象やベーパーロック現象が発生しやすい!

過積載でフットブレーキを多用すると、ブレーキ摩擦材が過熱したり、ブレーキ液に気泡が生じ、ブレーキ性能に支障をきたします。



4 衝突時の衝撃力が増大する!

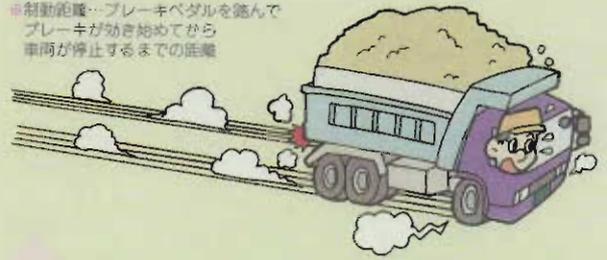
衝突時の衝撃力は、重量とスピードに比例して大きくなるため、過積載状態での衝突は定量積載時の衝突に比べて強い衝撃を受けます。



1 制動距離が延びる!

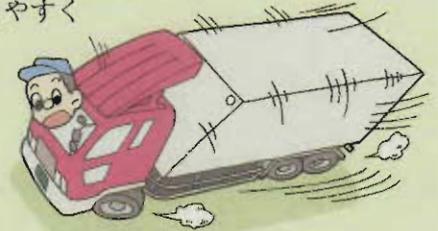
例えば、4tトラックに10tの荷物を積み、時速80キロで走行した場合、制動距離は、定量積載時の2倍以上になります。

※制動距離…ブレーキペダルを踏んでブレーキが効き始めてから車両が停止するまでの距離



3 横転の危険がある!

過積載をすると一般に重心が高くなるため、カーブを曲がる時に遠心力の影響で車体が傾きやすくなります。



5 致死率が高い!

過積載車両の事故は、15件に1件が死亡事故になっており、空車または制限内の積載車の事故に比べ、死亡事故になる確率が3倍も高くなっています。



運転者に対する措置 (道路交通法)

- 1) 自動車検査証の提示、重量測定受認義務
- 2) 過積載を解消するための応急措置
→ 積荷の現場取り下ろし、警察官による通行指示
※ 従わない場合は3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- 3) 違反点数および反則金

自動車の種類	大型車		普通車	
過積載の程度	大型車	普通車	普通車	普通車
5割未満	2点	3万円	1点	2万5千円
5割以上10割未満	3点	4万円	2点	3万円
10割以上	(※1) 6点	(※2) 罰則適用	3点	3万5千円

(※1) 6点は免許停止処分

(※2) 罰則は6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

